

1 出席議員及び欠席議員

出席議員（13名）

1 番	太田佳祐君	2 番	廣瀬隆博君
3 番	乾豊君	4 番	若山隆史君
5 番	藤墳理君	6 番	江上聖司君
7 番	中村ひとみ君	8 番	安田功君
9 番	角田寛君	10 番	木村千秋君
11 番	後藤省治君	12 番	富田栄次君
13 番	栗田利朗君		

欠席議員（なし）

2 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町長	早野博文君	副町長	片岡兼男君
総務課長	藤塚康孝君	企画調整課長	小川裕司君
税務課長	桐山裕次君	健康福祉課長	酒井明美君
子育て推進課長	吉野敬子君	住民課長	多賀靖君
建設課長	小森俊宏君	産業課長	小竹武志君
上下水道課長	藤江和明君	会計管理者兼 会計課長	北村嘉彦君
消防主任	廣瀬太佳夫君	教育長	和田満君
学校教育課長	藤塚正博君	生涯学習課長	川瀬桂一郎君

3 職務のため出席した事務局職員

事務局長	青木隆一	書記	陸田友彦
書記	広瀬有里		

4 議事日程

日程第1 諸般の報告

日程第2 議第4号 垂井町議会議員及び垂井町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について

日程第3 議第5号 行政手続における押印見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

日程第4 議第6号 垂井町内部組織設置条例の一部改正について

- 日程第5 議 第 7 号 垂井町個人情報保護条例の一部改正について
- 日程第6 議 第 8 号 垂井町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議 第 9 号 垂井町報酬、費用弁償及び実費弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議 第 10号 垂井町税賦課徴収条例の一部改正について
- 日程第9 議 第 11号 垂井町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議 第 12号 垂井町介護保険条例の一部改正について
- 日程第11 議 第 13号 垂井町下水道条例の一部改正について
- 日程第12 議 第 14号 垂井町消防団条例の一部改正について
- 日程第13 議 第 15号 垂井町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 日程第14 議 第 16号 垂井町文化財の保護に関する条例の一部改正について
- 日程第15 議 第 17号 字の区域の変更について
- 日程第16 議 第 18号 建物の無償譲渡について
- 日程第17 議 第 19号 町道路線の認定について
- 日程第18 議 第 20号 令和4年度垂井町一般会計予算
- 議 第 21号 令和4年度垂井町国民健康保険特別会計予算
- 議 第 22号 令和4年度垂井町簡易水道特別会計予算
- 議 第 23号 令和4年度垂井町公共下水道事業特別会計予算
- 議 第 24号 令和4年度垂井町農業集落排水事業特別会計予算
- 議 第 25号 令和4年度不破郡介護認定審査会特別会計予算
- 議 第 26号 令和4年度垂井町介護保険特別会計予算
- 議 第 27号 令和4年度不破郡障害者総合支援認定審査会特別会計予算
- 議 第 28号 令和4年度垂井町後期高齢者医療特別会計予算
- 議 第 29号 令和4年度垂井町水道事業会計予算
- 日程第19 議 第 35号 垂井町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 日程第20 議 第 36号 垂井町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第21 議 第 37号 垂井町職員の給与に関する条例及び垂井町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について
- 日程第22 議 第 38号 上下水管布設（推進工）工事請負契約の変更について
- 日程第23 議 第 39号 令和3年度垂井町一般会計補正予算（第11号）
- 日程第24 議 第 40号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第25 議 第 41号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 日程第26 議 第 42号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 日程第27 議会議案第1号 垂井町議会委員会条例の一部改正について

5 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○議長（富田栄次君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

初めにお願いがございます。

感染症の予防に取り組むため、今定例会中、議会出席者のマスク着用を許可しております。御理解を賜りますようお願いいたします。

また、傍聴される皆様におかれましても、マスクの着用を含むせきエチケットなどの御協力をお願いいたします。

本日の会議録署名議員には、垂井町議会会議規則第106条の規定により、13番 栗田利朗君、1番 太田佳祐君を指名いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ印刷してお手元に配付いたしてありますので、これより議事日程に入ります。

日程第1 諸般の報告

○議長（富田栄次君） 日程第1、諸般の報告を行います。

開会中に、検査結果の報告が1件ありました。印刷してお手元に配付いたしてありますので、これをもって報告に代え、諸般の報告を終わります。

日程第2 議第4号 垂井町議会議員及び垂井町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について

○議長（富田栄次君） 日程第2、議第4号 垂井町議会議員及び垂井町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第4号 垂井町議会議員及び垂井町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の

制定については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3 議第5号 行政手続における押印見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長（富田栄次君） 日程第3、議第5号 行政手続における押印見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第5号 行政手続における押印見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議第6号 垂井町内部組織設置条例の一部改正について

○議長（富田栄次君） 日程第4、議第6号 垂井町内部組織設置条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔挙手する者あり〕

5番 藤埴理君。

○5番（藤埴理君） 数点ちょっと質問をさせていただきたいと思います。

都市計画課について、今議会中、私一般質問でも質問をさせていただきましたが、ちょっと聞き足りなかった部分が多かったので、お尋ねをさせていただきたいと思います。

まずは、少子高齢化に伴って行財政改革が求められているにもかかわらず、新課を設置する

その経緯に至ったのはどうであったのか。また、目的や地元要望以外について、この点についてお聞かせをいただきたいと思います。

2点目は、職員の定数にも制約がある中で、より効率的な行政運営が求められている時代に、本来であれば行財政改革審議会を開き、答申されるべきではなかったのかということ。

3点目は、この議案を上程されるに当たり、本来内部で検討されるべき案件で、十分な検証がなされなかったように感じますが、どうしてされなかったのかということをお尋ねさせていただきます。

○議長（富田栄次君） 副町長 片岡兼男君。

○副町長（片岡兼男君） ただいまの藤埴議員からの質疑につきましては、私のほうからお答えをさせていただきます。

現在、行財政改革ということで、私どものほうはうたっておるところでございますが、それとの関連ということというふうに認識をいたしたところでございます。行財政改革につきましては、行財政運営の合理化とか適正化、効率化、こういうものを求めるといいますか、図っていくよというものでございます。今回、1つの課を設置するというところで、それに相反していないかというようなことではないかと思うんですけれども、今回は、実はこの行財政改革とは別物といいますか、これにはかけておりません。あくまでも、施策の一つとして進めていく重要な施策を行うに当たっては、やはり集中して一つの事業を展開するには、集中して力を注がなくてはならないということから、行財政改革とは別物で考えてきたところでございます。

今言いました、行財政改革で効率等々がうたわれるわけでございますが、効率だけをやはり考えてやるものではないと思っております。ここに、どうしても必要な事業につきましては、若干効率が悪くても、やっていかななくてはならないというものがあると思います。それが行政ではないかと思っておりますので、今回は、その部分でこれに力を注いでいくというふうで考えているところでございます。幾つか質問がございましたが、基本的にそのような考えで進めてまいったつもりでございます。

そして、今回のこの課を設置するに至った経緯というところでございますが、実は、今回の都市計画の見直しですね、これにつきましては、令和元年のマスタープランの見直しというところから実は始まっております。この予算につきましては、マスタープランの見直しをかけるに当たり、どうしたら今まで懸案事項であった調整区域等々が何とかなるのかということから始まっております。2か年かけてマスタープランの見直しをして策定してきたところでございます。それが昨年度、一応方向性というものが出てまいりましたので、今年度から推進室を立ち上げた。

そして、今年度その方向性に対しまして、方策というものを実は検討をしまして。私も県庁のほうまで参りましたし、また藤埴県会議員のほうも県議会で一般質問をされて、実はこのことについて一定の方向性がついたということで、一つの節目であるというふうに思っております。このタイミングでしか、やっぱり課というものは設置するタイミングじゃないの

かなあというふうに私どもは思っております。それで、今回課というものを立ち上げたという経緯でございます。回答になっておるかちょっと分かりませんが、

これにつきましては、今の施策ということで、特に各課から云々とかいうことは特にしておりません。ただ、施策を進めるには、やはりどこに力を注ぐかということで、このような決定をしてきたところでございます。御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（富田栄次君） 答弁はよろしいですか、それで。

それでは、ほかに質疑はありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔挙手する者あり〕

5番 藤埴理君。

○5番（藤埴理君） 私、反対のほうの討論をさせていただきたいと思っております。

昨日じゃないな、その前の日に一般質問をさせていただいたとおり、新課発足までの時間……。

○議長（富田栄次君） ちょっとお待ちください、登壇をお願いします。その場ではなく。

〔5番 藤埴理君登壇〕

○5番（藤埴理君） 私のほうから、反対のほうの討論をさせていただきたいと思います。

新課設置までのタイムスケジュール、これは非常に短うございます。十分な、先ほども検証がなされたかということ、あまり検証されたようにも感じておりませんし、また今後じゃあどのような展開で施策を成立させていくのかということのも、比較的私の中では不透明、特に一般質問で感じたことはその点でございました。

だから、今回、施策そのものを進めることには全く反対はしていませんけれども、このタイミングなのかということについて、やはりしっかりと議論をした上で僕は前進をさせていただきたいという思いでございますので、今回のこの議案に対しては反対のほうの立場を取らせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（富田栄次君） ほかに討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

4番 若山隆史君。

登壇をお願いします。

〔4番 若山隆史君登壇〕

○4番（若山隆史君） ただいま上程されております垂井町内部組織設置条例の一部改正について、いわゆる都市計画課を新設する議案でございますけれども、この議案に賛成する立場で討論をいたします。

そもそも、都市計画課の過去経緯からいいますと、以前、昭和40年代には都市計画課という

独立した課がございました。その後、建設課に包含された中での都市計画、建設、いわゆる町内のインフラ整備も一体的な状態の中での都市計画施策を展開されてきたところでございます。

昨今、人口減少並びに市街化調整区域、市街化区域、いわゆる昭和46年当時だったと思うんですけれども、垂井町は先進的に線引きをなされております。この線引きの結果、非常に開発等ハードルが高く設定されております、土地利用等に関しての。それを切り崩していくいろんな手練手管、手法、こういったものについて、建設課内部での都市計画係としていろいろ苦慮されてきておるところでございますし、一方で産業課の中に、商工振興の一環として企業誘致等の諸施策を展開する部署が設置されてきたところでございます。

今回、令和3年度におきまして、その企業誘致関係を建設課に統合して、新たに都市計画推進室というのが設けられて、いわゆる企業誘致等を推進されてきているところでございますし、その少し前には都市計画対策官を設置して、重点的に専門的にこの施策の取組をなされてきた経緯がございます。

しかしながら、冒頭に申しましたように、人口抑制並びに土地利用に関する非常に高いハードルを切り崩していく組織的な展開は、やはり1つの課を独立させて重点的に専門的に取り組む必要が生じてきております。私から言いますならば、遅きに失していると言わざるを得ないところでございますけれども、その状況の中にもありましても、栗原地区の圃場整備に絡みまして工場進出、拡張並びに北部におきましては新たな工場用地設置というような、それも契約成就して、いよいよその立地が計画的になされていくというような状態の現状でございます。

そういったことも踏まえて、この都市計画課、いわゆる町の全体的インフラを担う建設課の中にあって活動するのではなく、行動するのではなく、課長も兼務いたしております、室長と。そういった中ではなしに、新たな課を設置して人口抑制、あるいは企業誘致、土地利用を十二分に行っていくという施策が今まさに求められているのではないかなあというふうに私は感じており、この都市計画課新設におきますこの条例に関しては賛成をいたします。以上です。

○議長（富田栄次君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

採決は、起立により行います。

議第6号 垂井町内部組織設置条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議第7号 垂井町個人情報保護条例の一部改正について

○議長（富田栄次君） 日程第5、議第7号 垂井町個人情報保護条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第7号 垂井町個人情報保護条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議第8号 垂井町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

○議長（富田栄次君） 日程第6、議第8号 垂井町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第8号 垂井町職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議第9号 垂井町報酬、費用弁償及び実費弁償に関する条例の一部改正について

○議長（富田栄次君） 日程第7、議第9号 垂井町報酬、費用弁償及び実費弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第9号 垂井町報酬、費用弁償及び実費弁償に関する条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議第10号 垂井町税賦課徴収条例の一部改正について

○議長（富田栄次君） 日程第8、議第10号 垂井町税賦課徴収条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第10号 垂井町税賦課徴収条例の一部改正については、これを原案のとおり可決すること

に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議第11号 垂井町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

○議長（富田栄次君） 日程第9、議第11号 垂井町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第11号 垂井町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議第12号 垂井町介護保険条例の一部改正について

○議長（富田栄次君） 日程第10、議第12号 垂井町介護保険条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第12号 垂井町介護保険条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議第13号 垂井町下水道条例の一部改正について

○議長（富田栄次君） 日程第11、議第13号 垂井町下水道条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第13号 垂井町下水道条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議第14号 垂井町消防団条例の一部改正について

○議長（富田栄次君） 日程第12、議第14号 垂井町消防団条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第14号 垂井町消防団条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 議第15号 垂井町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

○議長（富田栄次君） 日程第13、議第15号 垂井町消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第15号 垂井町消防団員等公務災害補償条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 議第16号 垂井町文化財の保護に関する条例の一部改正について

○議長（富田栄次君） 日程第14、議第16号 垂井町文化財の保護に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第16号 垂井町文化財の保護に関する条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15 議第17号 字の区域の変更について

○議長（富田栄次君） 日程第15、議第17号 字の区域の変更についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第17号 字の区域の変更については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16 議第18号 建物の無償譲渡について

○議長（富田栄次君） 日程第16、議第18号 建物の無償譲渡についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第18号 建物の無償譲渡については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17 議第19号 町道路線の認定について

○議長（富田栄次君） 日程第17、議第19号 町道路線の認定についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第19号 町道路線の認定については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18 議第20号 令和4年度垂井町一般会計予算

議第21号 令和4年度垂井町国民健康保険特別会計予算

議第22号 令和4年度垂井町簡易水道特別会計予算

- 議第23号 令和4年度垂井町公共下水道事業特別会計予算
議第24号 令和4年度垂井町農業集落排水事業特別会計予算
議第25号 令和4年度不破郡介護認定審査会特別会計予算
議第26号 令和4年度垂井町介護保険特別会計予算
議第27号 令和4年度不破郡障害者総合支援認定審査会特別会計予算
議第28号 令和4年度垂井町後期高齢者医療特別会計予算
議第29号 令和4年度垂井町水道事業会計予算
-

○議長（富田栄次君） 日程第18、議第20号 令和4年度垂井町一般会計予算から議第29号 令和4年度垂井町水道事業会計予算までを一括議題といたします。

これら10案については予算審査特別委員会の審査が終了いたしておりますので、これより委員長の報告を求めます。

予算審査特別委員長 木村千秋君。

〔予算審査特別委員長 木村千秋君登壇〕

○予算審査特別委員長（木村千秋君） ただいま一括議題となりました議第20号 令和4年度垂井町一般会計予算から議第29号 令和4年度垂井町水道事業会計予算までの10議案につきまして、予算審査特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本委員会は、今定例会第1日の会議において設置され、議案の付託がなされた後、3月7日から9日までの3日間にわたり委員会を開催し、執行部担当所管から説明を聴取するなどして、慎重に審査をいたしました。

そして、採決の結果、本委員会に付託されました10議案について、全会一致をもって、いずれも原案のとおり可決するものと決定した次第でございます。

なお、附帯意見として、次の事項について、十分留意して取り組まれることを求めるものであります。

新型コロナウイルス感染症終息の兆しがいまだに見えない中、ロシアのウクライナ侵略など経済の先行きが不透明な状況であり、税収への影響が危惧される。また、人口減少及び高齢化により、地域経済の縮小、後継者や労働力の不足といった問題も懸念される。こうした状況の中、各種事業の遂行に当たっては、町民の意見をしっかりと聴取し、事業の継続性も含め内容の検証を行いながら、持続可能なまちづくりを実現するために、各課連携の下、計画的かつ効果的な予算執行に努められたい。

以上、予算審査特別委員会の審査の報告といたします。

○議長（富田栄次君） これより委員長報告に対する質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより10案に対する討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

採決は一括して起立により行います。

10案に対する委員長の報告は、いずれも可決すべきものとなっております。

議第20号から議第29号までの令和4年度各会計予算は、これをいずれも委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

総員起立であります。よって、各案はいずれも委員長報告のとおり可決されました。

日程第19 議第35号 垂井町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正について

○議長（富田栄次君） 日程第19、議第35号 垂井町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 議第35号 垂井町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正につきましては、人事院勧告に伴う国の対応に準じ、期末手当の引下げを行うため、所要の改正を行うものでございます。

細部につきましては、総務課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（富田栄次君） 総務課長 藤塚康孝君。

○総務課長（藤塚康孝君） ただいま上程されました議第35号 垂井町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正につきまして補足説明をさせていただきます。

今回の改正につきましては、令和3年8月10日付人事院勧告によります国家公務員の特別給、期末手当の改正に準じまして、議員各位の期末手当の支給割合を年0.15月引き下げ、年4.3月とし、本来、令和3年12月支給分の期末手当において減額するはずであった額を、令和4年6月に支給する期末手当から減額する特例措置について規定するものでございます。

それでは、改正の内容につきまして説明させていただきます。議案書並びに新旧対照表につきましては、1ページを御覧いただきたいと思います。

第5条第2項、期末手当の支給割合についての規定でございますが、令和4年度分の期末手

当につきまして、6月、12月支給分ともに2.15月とし、これらを合わせて年4.3月とさせていただきます。

なお、附則につきましては、第1項で施行期日といたしまして、この条例は公布の日から施行することを規定しております。

第2項の規定につきましては、令和3年12月支給分の期末手当について、令和3年の人事院勧告どおりに改定した場合と同様の結果となるよう、令和4年の6月支給分の期末手当において減額する措置を行うための規定でございます。具体的には、令和3年12月支給分の期末手当の額と、人事院勧告どおりの改定が行われた場合の当該月における期末手当の額との差額につきまして、令和4年6月に支給する期末手当の額から減するものとなっております。

以上、補足説明とさせていただきます。何とぞ御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（富田栄次君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第35号 垂井町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第20 議第36号 垂井町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正について

○議長（富田栄次君） 日程第20、議第36号 垂井町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 議第36号 垂井町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、議第35号同様、人事院勧告に伴う国の対応に準じ、期末手当の引下げを行うため、

所要の改正を行うものでございます。

細部につきましては、総務課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（富田栄次君） 総務課長 藤塚康孝君。

○総務課長（藤塚康孝君） ただいま上程されました議第36号 垂井町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正につきまして、補足説明をさせていただきます。

当条例の改正につきましても、議第35号と同様、人事院勧告によります国家公務員の特別給、期末手当の改定に準じまして、特別職職員の期末手当の支給割合を年0.15月引き下げ、年4.3月とし、本来、令和3年12月に支給する期末手当において減額するはずであった額を、令和4年6月に支給する期末手当から減額する特例措置について規定するものでございます。

それでは、改正の内容について説明させていただきます。

議案書並びに新旧対照表につきましては、1ページを御覧いただきたいと思っております。

第5条第2項、期末手当の支給割合の規定でございますが、令和4年度分の期末手当につきまして、6月、12月支給分ともに2.15月とし、これらを合わせて年4.3月とさせていただきますのでございます。

なお、附則につきましては、第1項で施行期日といたしまして、この条例は公布の日から施行することを規定しております。

第2項の規定につきましては、議第35号と同様に、令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置について規定するものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。何とぞ御審議の上、御賛同を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（富田栄次君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第36号 垂井町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第21 議第37号 垂井町職員の給与に関する条例及び垂井町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について

○議長（富田栄次君） 日程第21、議第37号 垂井町職員の給与に関する条例及び垂井町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 議第37号 垂井町職員の給与に関する条例及び垂井町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正につきましては、議第35号及び議第36号同様、人事院勧告に伴う国の対応に準じ、期末手当の引下げを行うため、所要の改正を行うものでございます。

細部につきましては、総務課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（富田栄次君） 総務課長 藤塚康孝君。

○総務課長（藤塚康孝君） ただいま上程されました議第37号 垂井町職員の給与に関する条例及び垂井町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正につきまして補足説明をさせていただきます。

当条例改正につきましても、先ほど来申し上げておりますように、人事院勧告によります国家公務員の特別期末手当の改定に準じまして、一般職につきましては、期末手当の支給割合を年0.15月引き下げ年2.4月、特定任期付職員につきましては、期末手当の支給割合を年0.1月引き下げ年3.25月とし、一般職及び特定任期付職員ともに、本来、令和3年12月に支給する期末手当において減額するはずであった額を、令和4年6月に支給する期末手当から減額する特例措置について規定するものでございます。

それでは、改正の内容について説明させていただきます。

議案書並びに新旧対照表につきましては、2ページと3ページを御覧いただきたいと思います。

第1条、垂井町職員の給与に関する条例の一部改正でございます。

第19条第2項及び第3項ともに、期末手当の支給割合についての規定でございます。

第19条第2項につきましては、一般職の職員の令和4年度の期末手当につきまして、6月、12月支給分ともに1.2月、これらを合わせまして年2.4月とし、勤勉手当を併せまして年4.3月とさせていただくものでございます。

第19条第3項につきましては、引用を改めるとともに、再任用職員の令和4年度の期末手当につきまして、6月、12月支給分ともに0.675月、これらを合わせて年1.35月とし、勤勉手当と併せまして年2.15月とさせていただくものでございます。

続きまして、第2条、垂井町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正でございます。

第8条第2項、特定任期付職員の期末手当の支給割合についての規定でございますが、一般職の規定を準用しておりますので、その割合を改めるとともに、令和4年度分期末手当につきまして、0.1月を引き下げ、6月、12月支給分ともに1.625月とし、年3.25月とさせていただきます。

なお、附則につきましては、第1項で施行期日といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

第2項でございますが、議第35号、議第36号と同様に、令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置について規定するものでございます。

第3項につきましては、規則への委任を規定しております。

最後に第4項でございますけれども、垂井町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正でございます。

第15条第1項及び第27条、それぞれフルタイム会計年度任用職員、パートタイム会計年度任用職員の期末手当の支給割合についての規定でございますが、一般職の規定を準用しておりますので、その割合を改めるものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。何とぞ御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（富田栄次君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第37号 垂井町職員の給与に関する条例及び垂井町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第22 議第38号 上下水管布設（推進工）工事請負契約の変更について

○議長（富田栄次君） 日程第22、議第38号 上下水管布設（推進工）工事請負契約の変更についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 議第38号 上下水管布設（推進工）工事請負契約の変更につきましては、令和3年6月2日、岐建・濃建特定建設工事共同企業体代表者、大垣市西崎町2丁目46番地、岐建株式会社代表取締役社長 木村志朗と請負契約を締結し工事を進めてまいりましたが、契約の内容の一部を変更する必要性が生じ、契約の金額を1億4,685万円から1億5,522万6,500円に変更して契約するため、地方自治法第96条第1項第5号及び垂井町議決条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

細部につきましては、上下水道課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（富田栄次君） 上下水道課長 藤江和明君。

○上下水道課長（藤江和明君） ただいま上程されました議第38号 上下水管布設（推進工）工事請負契約の変更について補足説明をさせていただきます。

議案書と併せて、資料の工事概要書を御覧ください。

垂井地内、梅谷川の下に上下水管を横断させるため、推進工により施工する工事でございます。本工事の契約につきましては、昨年6月2日、令和3年第4回垂井町議会定例会において議決をいただき、同日契約を締結いたしました。このたび契約金額を1億4,685万円から1億5,522万6,500円、837万6,500円の増額をお願いするものでございます。

本工事施工に当たり、交通規制について公安委員会と事前協議を行った結果、相川橋北の交差点を点滅信号とし、交通誘導員を配置することで渋滞緩和を図るよう指示がございました。当初施工箇所ごとに2名配置する計画としておりましたが、資料の2番及び3番の立て坑での作業時には、交通誘導員を4名配置する必要性が生じ、交通誘導員の増員となったものでございます。

また、現場試掘の結果、支障物件が想定位置からずれていた影響により、資料3番、立て坑の位置が歩道側にずれたため仮設歩道の設置が必要となったものでございます。

あわせて工期につきましても、推進工で使用する機会の調達に不測の日数を要し、工程に遅れが生じたことから、令和4年4月28日まで34日間の延長とするものでございます。

現在の工事の進捗状況としましては、サンスパール推進工事が全て完了し、マンホールの組立てと立て坑の埋め戻しを進めておるところでございます。

以上、議第38号 上下水管布設（推進工）工事請負契約の変更についての補足説明とさせていただきます。御審議の上、御賛同賜りますようお願いいたします。

○議長（富田栄次君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第38号 上下水管布設（推進工）工事請負契約の変更については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第23 議第39号 令和3年度垂井町一般会計補正予算（第11号）

○議長（富田栄次君） 日程第23、議第39号 令和3年度垂井町一般会計補正予算（第11号）を議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 議第39号 令和3年度垂井町一般会計補正予算（第11号）について提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出からそれぞれ580万円を減額し、予算総額を107億2,940万5,000円とするものでございます。

補正いたします主なものは、民生費では、子育て世帯への臨時特別給付金に係ります負担金、補助及び交付金の減額措置を行いました。

衛生費では、クリーンセンターテント倉庫張替工事及びエコドームひさし修繕工事に係ります工事請負費の増額の措置を行っております。

また、教育費では、タルイピアセンターの図書購入に係ります備品購入費の増額措置を行いました。

財源につきましては、国庫支出金、寄附金及び繰入金により収支の均衡を図った次第でございます。

なお、繰越明許費の補正につきましては、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業、クリーンセンターテント倉庫張替事業、エコドームひさし修繕事業に係ります経費を令和4年度に繰

り越しして実施することを追加してお願いいたしますのでございます。

以上、細部にわたりましては、総務課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（富田栄次君） 総務課長 藤塚康孝君。

〔総務課長 藤塚康孝君登壇〕

○総務課長（藤塚康孝君） ただいま上程されました議第39号 令和3年度垂井町一般会計補正予算（第11号）につきまして、演壇にて補足説明をさせていただきます。

議案書、第1条でございますが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ580万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ107億2,940万5,000円とするものでございます。

歳入歳出予算事項別明細書7ページの歳出から説明をさせていただきます。

款3民生費、項2児童福祉費、目10子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費におきましては、一般会計補正予算第5号及び第8号でお認めをいただきました、18歳以下の子供がいる世帯に対し対象児童1人当たり10万円を給付する子育て世帯への臨時特別給付金に不用額が生じる見込みとなりましたので、負担金、補助及び交付金1,100万円を減額し、併せて財源の国庫支出金1,100万円を減額するものでございます。

また、国から、基準日以降に離婚などにより元配偶者と別居し、新たに児童養育をしているにもかかわらず給付金を受け取れなかった方に対して給付金を支給する旨の通知があり、それに係る申請期限が4月30日に設定されたこと、併せて申請時期については令和4年4月以降の支給決定が見込まれることに伴いまして、児童10人分の100万円を令和4年度に繰り越しして実施することをお願いするものでございます。

次に、款4衛生費、項2清掃費、目2クリーンセンター費におきましては、2月16日に発生しました強風によりまして、クリーンセンターテント倉庫が損傷したため、テントの張り替えに係ります工事請負費360万円の増額補正をお願いするものでございます。また、年度内完成が見込めないため、全額を令和4年度に繰り越しして実施をお願いするものでございます。

そのほか、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を町指定ごみ袋無償提供事業に充当したことによりまして、財源更正をお願いするものでございます。

次に、目3塵芥処理費におきましては、2月5日から6日の降雪によりまして、エコドームのひさしが損傷したため、ひさしの修理に係ります工事請負費150万円の増額補正をお願いするものでございます。また、年度内完成が見込めないため、全額を令和4年度に繰り越しして実施することをお願いするものでございます。

次に、款10教育費、項5社会教育費、目10タリイピアセンター費におきましては、公益財団法人だいしん緑化文化振興財団様から10万円の寄附をいただきましたので、タリイピアセンターの図書の実をを図るため、図書購入費といたしまして備品購入費10万円の増額補正をお願いするものでございます。

続きまして6ページ、歳入を説明させていただきます。

款14国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金におきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金450万7,000円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、目2民生費国庫補助金におきましては、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金1,100万円の減額補正をお願いするものでございます。

次に、款17寄附金、項1寄附金、目10教育費寄附金におきましては、公益財団法人だいしん緑化文化振興財団様から寄附をいただきましたので、10万円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、款18繰入金、項2基金繰入金、目1財政調整基金繰入金におきましては、59万3,000円の増額補正をお願いし、収支の均衡を図るものでございます。

表紙に戻っていただきまして、第2条、繰越明許費の補正でございます。

3ページを御覧いただきたいと思っております。

繰越明許費の追加は、第2表、繰越明許費補正によるものでございます。

款3民生費、項2児童福祉費、事業名、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業の経費100万円。

次に、款4衛生費、項2清掃費、事業名、クリーンセンターテント倉庫張替事業の経費360万円、またエコドームひさし修繕事業の経費150万円を、それぞれ令和4年度に繰り越して実施することをお願いするものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。何とぞ御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（富田栄次君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第39号 令和3年度垂井町一般会計補正予算（第11号）は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第24 議第40号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（富田栄次君） 日程第24、議第40号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 議第40号 固定資産評価審査委員会委員の選任につきましては、固定資産評価審査委員会委員の多和田富士夫氏の任期が令和4年3月21日をもって満了するのに伴い、同人を適任と認め、再任するため議会の議決を得るものでございます。

朗審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（富田栄次君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第40号 固定資産評価審査委員会委員の選任については、これを同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は同意されました。

日程第25 議第41号 人権擁護委員の候補者の推薦について

○議長（富田栄次君） 日程第25、議第41号 人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 議第41号 人権擁護委員の候補者の推薦につきましては、人権擁護委員の栗田ゆかり氏の任期が、令和4年6月30日をもって満了するのに伴い、同人を適任と認め、再推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでござ

ございます。

よろしく御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（富田栄次君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第41号 人権擁護委員の候補者の推薦については、これを同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は同意されました。

日程第26 議第42号 人権擁護委員の候補者の推薦について

○議長（富田栄次君） 日程第26、議第42号 人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 議第42号 人権擁護委員の候補者の推薦につきましては、人権擁護委員の辻本裕利子氏の任期が、令和4年6月30日をもって満了するのに伴い、同人を適任と認め、再推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

よろしく御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（富田栄次君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第42号 人権擁護委員の候補者の推薦については、これを同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

日程第27 議会議案第1号 垂井町議会委員会条例の一部改正について

○議長（富田栄次君） 日程第27、議会議案第1号 垂井町議会委員会条例の一部改正についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

議会運営委員長 後藤省治君。

〔議会運営委員長 後藤省治君登壇〕

○議会運営委員長（後藤省治君） ただいま上程されました議会議案第1号 垂井町議会委員会条例の一部改正について御説明させていただきます。

令和4年4月1日より、建設課から都市計画に関する部門を独立させ、都市計画課とされることに伴い、所要の改正を行うものであります。

お手元に配付いたしました新旧対照表を御覧ください。

第2条の表、総務産業建設委員会の表中「建設課」の次に「、都市計画課」を加えるものであります。

附則といたしまして、この条例の施行期日を令和4年4月1日とするものでございます。

以上が、議会議案第1号 垂井町議会委員会条例の一部改正についての説明でございます。

よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（富田栄次君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議会議案第1号 垂井町議会委員会条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。よって、本日の会議を閉じ、これをもって令和4年第2回垂井町議会定例会を閉会いたします。

午前10時08分 閉会

上記のとおり会議の次第を記載し、その真正なることを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

垂井町議会議長 富 田 栄 次

会議録署名議員 栗 田 利 朗

会議録署名議員 太 田 佳 祐